

防地環（事）第178号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

農業所得の算定について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

第1 総則

- 1 駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）第7条に基づく農業所得は、本通達により算定する。
- 2 農業所得は、農業粗収入から農業経営費を差し引いたものとする。農業粗収入とは、年度内の農業経営の結果得られた総収入額とする。農業経営費とは、農業粗収入をあげるために要する一切の費用であって、当該経営年度における流動的経費（肥料、種苗、労力費等の年々購入すべき又は支払うべき直接の費用）及び当該経営年度の負担すべき固定資産の減価償却部分とする。
- 3 生産物価格の決定方法
 - （1）生産物価格は、農作物の価格、使用年度における当該農作物の出回期間の平均価格（生産者の最寄りの市場価格）とする。ただし、使用年度の当該農作物の出回期間の平均価格が推定困難な場合は、前年度の当該農作物の出回期間の平均価格とする。
 - （2）その他生産物
農作物以外の生産物については、使用開始前の年間の平均価格（生産者の最寄りの市場価格）とする。

第2 農業粗収入の評価

- 1 農業粗収入は、それぞれの農作物の収量にそれぞれの農作物の単価を乗じて合計した額とする。
 - （1）農作物とは、次に掲げるものをいう。
稲（水稻、陸稻）、麦（大麦、裸麦、小麦）、雑穀類、豆類、さつまいも、じゃがいも、果樹、工芸作物、その他作物
 - （2）収量の評価
収量は、過去4箇年の数量を算術平均して1箇年の収量とする。
 - （3）作物価格の評価
作物の価格は、生産者価格とする。

第3 農業経営費の評価

- 1 種苗費の評価
種苗費は、購入種苗費と自給種苗費の合計額とし、購入種苗費は、種苗の購入額、自給種苗費は、種苗を採取し得る作物価額とする。
- 2 肥料費の評価
肥料費は、肥料の購入額とする。ただし、果樹等の植付年度における果樹等に要した肥料は評価しない。

3 水利費の評価

水利費は、水利組合費、水利地益税等の水利施設を利用している場合の負担金額とする。

4 防除費の評価

防除費は、薬剤費、防虫費、対霜雪及び風の施策費とする。

5 建物費の評価

建物費は、作物の生産に要する地上地下の建物（住居は含まない。）及び構築物の年償却費及び小修繕費とする。

年償却費は、再建築費より推定残存価格を控除した額を、その建物の耐用年数で除した額とする。

6 農具費の評価

農具費は、小農具（鎌、鍬等）については年購入費及び修繕費とし、大農具については年償却費及び借入の場合は賃借料とし、年償却費の算出は、評価時における新調時価より推定残存価格（新調時価の10%）を控除した額を、そのものの耐用年数で除した額とする。

7 労働費の評価

労働費は、雇用労働費とし、雇用延人員にその地方の平均労賃の日当を乗じて算出する。ただし、共同作業及び手伝受は家族労働として労働費には算入しない。

8 光熱動力費の評価

育苗用電熱、育雛用電熱、耕耘、揚水等の電力及び燃料（ガソリン等）の支出とする。

9 加工原料費の評価

農産物加工のために必要な購入原料一切（農外事業のための原料は除く。）とする。

10 公租公課

（1）固定資産税 固定資産税は、農地、農具、家畜等の農業生産手段に対する固定資産（償却資産を含む。）税とする。ただし、使用料算定の場合は経営費に含まない。

（2）組合費 組合費は農業協同組合費とする。

11 雑費

雑費は、農業資材（俵、縄、レッテル、包装材料）の費用、農業用土地の分筆、合筆登記等の費用、農業生産施設の破壊除去等の費用等とする。

第4 協議

この通達により難しい場合は、地方協力局長に協議するものとする。